

平成17年4月19日

支部長各位

愛知県学校薬剤師会
会長 築城 敬直

処方箋医薬品の指定に関わる問題について

拝啓 時下益々ご清祥のことと、お慶び申し上げます。

平素より本会運営につきましてご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成17年厚生労働省告示第24号（薬事法第49条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品。以下「新指定告示」という。）が別添のとおり告示され、平成17年4月1日より適用されることになりました。

このため、以前より駆虫薬として使用されていたコンバントリンの成分であるピランテル（パモ酸ピランテル）が処方箋医薬品に指定されたことから、平成17年4月1日よりは薬局においては処方箋の交付を受けた者に対してのみ販売等が認められることとなりましたので十分に注意をして頂くとともに、各支部の会員の先生方、あるいは必要とあれば関係の市町村教育委員会担当課及び学校の保健担当職員等につきましてもご指導頂けますようお願い申し上げます。

なお、代替薬（蟯虫駆除薬）として（株）佐藤製薬よりパモキサン錠（パモ酸ピルビニウム）が発売されておりますが流通量の少なさ等の問題から現在の所、入手できる状態にないことを申し添えておきます。詳細は（株）佐藤製薬までお問い合わせください。

敬具